

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

十和田市及び三沢市（以下「甲」という。）と東北町（以下「乙」という。）は、平成24年10月4日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1(2)②を次のように改める。

② 介護認定審査会及び障害者介護給付等審査会業務の連携

取組内容	甲の役割	乙の役割
介護保険法に規定する介護認定審査及び障害者総合支援法に規定する障害支援区分の審査判定の公平性及び効率性を確保するため、審査業務を共同で実施する。	介護認定審査会及び障害者介護給付等審査会（以下「審査会」という。）を乙と共同で設置し、運営に必要な経費を負担する。	審査会を甲と共同で設置し、運営に必要な経費を負担する。

別表第1(5)②を次のように改める。

② 消防

取組内容	甲の役割	乙の役割
消防施設等の効率的な運用を図るため、消防指令業務共同事業を実施する。	乙と連携して、圈域内における消防指令業務の効率的な運用を行う。	甲と連携して、圈域内における消防指令業務の効率的な運用を行う。

別表第2(4)を次のように改める。

(4) 移住・交流

① 圈域内への移住の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域外から圏域内への移住の促進を図るため、連携して移住施策に取り組む。	乙と連携して、移住促進に向けた取組を実施する。	甲と連携して、移住促進に向けた取組を実施する。

② 結婚活動の支援

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における結婚を希望する独身男女の成婚を促進し、定住人口の増加を図るため、連携して結婚活動支援に取り組む。	乙と連携して、圏域の独身男女を対象とした結婚活動支援に取り組む。	甲と連携して、圏域の独身男女を対象とした結婚活動支援に取り組む。

③ 圈域内の交流促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
各種イベント情報等を相互に共有・活用することにより、圏域住民の交流の促進及び圏域の活性化を図る。	乙と連携して、圏域内で実施する各種イベントについて、甲の住民への周知伝を行い、相互交流を促進する。	甲と連携して、圏域内で実施する各種イベントについて、乙の住民への周知伝を行い、相互交流を促進する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年12月18日

甲 青森県十和田市西十二番町6番1号

十和田市

十和田市長 小山田 久



青森県三沢市桜町一丁目1番38号

三沢市

三沢市長 種市一正



乙 青森県上北郡東北町上北南四丁目32番地484

東北町

東北町長 蟹名鉄治

